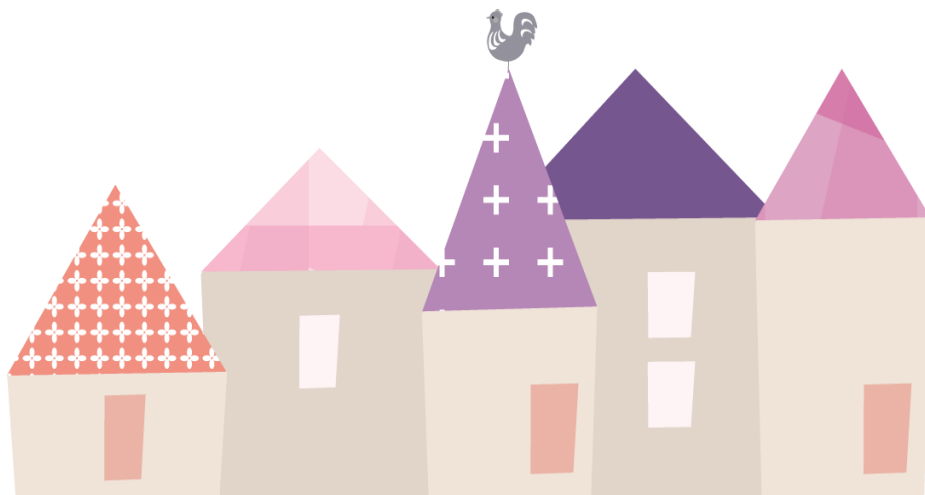


住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

🍀🍀🍀 住居確保給付金のご案内 🍀🍀🍀



令和4年9月

目次

1	住居確保給付金とは	P 2
2	要件	P 2 ~ 3
3	支給	P 3
4	初期費用及び生活費が必要な方	P 4
5	支給までの生活費が必要な方	P 4
6	申請に必要なもの	P 5
7	申請から決定まで	P 6 ~ 9
8	受給中の義務	P 10
9	常用就職の届出	P 10
10	延長・再延長	P 10
11	支給額変更	P 11
12	中止	P 11
13	中断	P 11
14	再支給	P 12
15	徴収	P 12
16	問合せ	P 12

1. 住居確保給付金とは

離職者又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、公益財団法人武蔵野市福祉公社（以下福祉公社）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記の表を上限として、収入に応じて調整された額を支給

世帯人数	上限額
1人	53,700円
2人	64,000円
3人～5人	69,800円
6人	75,000円
7人以上	83,800円

支給期間：3カ月間（一定の条件により3カ月間の延長及び再延長が可能。最長9カ月間まで）

支給方法：不動産媒介業者等へ代理納付

2. 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失した又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、（ア）離職、廃業等の日から2年以内、又は（イ）個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にある。
- ③ （②（ア））離職時に、主たる生計維持者であった。
（②（イ））申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付等を含む）。

基準額 + 家賃額（上限あり） = 収入基準額 6人世帯以上は別表あり

世帯人数	基準額	家賃額上限	収入基準額
1人	84,000円	53,700円	137,700円
2人	130,000円	64,000円	194,000円
3人	172,000円	69,800円	241,800円
4人	214,000円	69,800円	283,800円
5人	255,000円	69,800円	324,800円

※ 但し、家賃額が家賃額上限を下回る場合には、これに合わせて収入基準額が変動します。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金及び現金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	上限額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金。12月末までは特例として併給可）・貸付（求職者支援資金融資）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3. 住居確保給付金の支給

単身世帯の場合

収入が基準額（84,000円）以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額（上限額53,700円）、

収入が基準額を超え、137,700円未満の方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{支給額（上限額 53,700円）} = \text{基準額（84,000円）} + \text{実際の家賃額} - \text{収入額}$$

2人世帯の場合

収入が基準額（130,000円）以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額（上限額64,000円）、

収入が基準額を超え、194,000円未満の方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{支給額（上限額 64,000円）} = \text{基準額（130,000円）} + \text{実際の家賃額} - \text{収入額}$$

※収入は世帯の合計額

このページの4、5に関しては、社会福祉協議会の事業です。詳細は武蔵野市民社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。尚、貸付には全て審査がありますので、ご了承ください。

4. 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

生活福祉資金（総合支援資金）

※貸付には審査があります

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- 1) 生活支援費：生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費
2人以上世帯/月20万円以内の必要額（単身/15万円以内）
貸付期間 原則6か月以内 最長1年間
（初回申請は原則3か月以内とし、状況により延長可）
- 2) 一時生活再建費：生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
（低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の支払い費用等）
60万円以内の必要額
（生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象）
- 3) 住宅入居費：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
40万円以内。
（住居確保給付金申請者のみ対象）

※1)～3) 共通事項 貸付利子・・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

5. 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

臨時特例つなぎ資金貸付

※貸付には審査があります

住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を活用することができます。

対象者：①住居喪失の離職者
②本人名義の金融機関の口座を有している方

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付
（10万円以内） ※ 貸付利子：無利子、連帯保証人不要

6. 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書・申請時確認書（福祉公社で配付します）
- ② 本人確認書類（次のいずれかをお持ち下さい）
運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード、パスポート、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ③ 離職等関係書類
(P1 2②(ア) 申請日を起点に2年以内の離職等が確認できる書類の写し)
離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類
(P1 2②(イ) 申請日における給与その他業務上の収入を得る機会が、個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類)
雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフト減少が認められる文書、請負契約等のアポイントのキャンセルが認められる文書等
- ④ 収入関係書類（申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し）
就労収入がある場合は直近3か月分の「給与明細書」（但し、「給与明細書」がない場合は直近3か月分の給与振込が記帳された預金通帳）、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」等
- ⑤ 金融資産関係書類（申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し）
開設している全ての口座分。ネットバンクの場合は出入金が確認できるもの。
(提出日までの全ての出入金を記帳したもの。)
- ⑥ ハローワークの発行する「ハローワーク受付票」の写し（ハローワーク相談が必須の場合）
- ⑦ 入居（予定）住宅関係書類（福祉公社で配付します）
不動産媒介業者等に記入してもらう用紙です。申請日以降の提出書類になります。
 1. 住宅を喪失している方・・・入居予定住宅に関する状況通知書
 2. 住宅を喪失するおそれがある方
 - ・ 入居住宅に関する状況通知書
 - ・ 現在お住まいの住居の「賃貸借契約書」の写し

7. 住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類（P 4 参照）を添えて、申請書を福祉公社に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。
※ 原則として、家賃額は住居確保給付金の上限額以内の住宅であり、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産媒介業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 以下の書類を福祉公社に提出してください。
入居予定住宅に関する状況通知書（不動産媒介業者等から記載・発行）

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産媒介業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」の用紙が配付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産媒介業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産媒介業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産媒介業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産媒介業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を福祉公社に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「求職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- 住宅を確保している不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は武蔵野市から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類（P 4 参照）を添えて、申請書を福祉公社に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産媒介業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 以下の書類を福祉公社に提出してください。

入居住宅に関する状況通知書（不動産媒介業者等から記載・発行）

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「求職活動等状況報告書」の用紙が配付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は武蔵野市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。貸付には審査があります。

8. 住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、福祉公社の支援員の助言、公共職業安定所の利用、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ◆ 福祉公社の支援員による支援プランの作成及び月1回の面接等の支援を受ける必要があります。支援プランに記載された就労・家計等の支援を受け、「求職活動等状況報告書」へ記入し、報告してください。

9. 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を福祉公社へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、福祉公社に毎月提出してください。

10. 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、P1～2及び以下の要件を満たしていれば、三月の支給期間を2回まで延長することが可能です。
 (主な要件)・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行ったこと（別表参照）
 ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

受給月数	離職状況	必要とされる求職活動要件			
		福祉公社との 相談(月1回以上)	企業応募 (月1回以上)	ハローワーク相 談(月1回以上)	その他の活動
1か月目	離職・廃業	必須	必須	必須	※支援プラン による
～9か月目	コロナによる休業等	必須	任意	任意	

- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合、当初の受給期間の最終月の月末までに、求職活動や収入・預貯金等が分かる書類を準備して、福祉公社へお越してください。提出が遅れた場合には、延長・再延長することができません。

1 1. 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ福祉公社へお越し下さい。

1 2. 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月1回以上の福祉公社の支援員等による面接等、9ページに記載した受給中の義務を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 福祉公社が策定した支援プランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職（申請後も含む）、又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が一定額（P1の収入基準額参照）を超えた場合は、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、福祉公社の助言による場合を除く）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。転居が決まった場合、速やかに福祉公社に連絡してください。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は直ちに支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

1 3. 住居確保給付金の支給中断について

- ◆ 受給中に傷病等により求職活動を行うことが困難となった場合、支給を中断することができます。
- ◆ 中断届及び診断書等の求職活動が困難な旨を証明する書類が必要となりますので、福祉公社へご相談ください。

14. 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則1人1回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、雇用契約の更新がない場合は会社都合の解雇には当たりません。
- ◆ 今般の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和4年12月31日までの申請期限で、解雇等以外の離職等の場合でも支給終了した方に対して3カ月間の特例による再支給が可能となりました。

15. 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等により不正に受給していたことが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。



問い合わせ先

公益財団法人武蔵野市福祉公社 生活自立支援センター
武蔵野市中町2-12-8 武蔵野マンション105号室
TEL: 0422-66-2801